

第4回 鶴岡市文化会館管理運営計画検討委員会

日時：平成25年6月25日（火）

午後1時30分～

場所：アートフォーラム大会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

4 協 議

(1) 今後の進め方・管理運営ワークショップについて

(2) 自主事業と貸館事業について

(3) 運営主体・組織について

※アドバイザーより事例紹介

「全国の文化施設の運営事例について」

(4) そ の 他

5 閉 会

鶴岡市文化会館管理運営計画検討委員会の今後の進め方について

◎検討委員会

第1回検討委員会 (H24. 12. 19)

【協議題】

①文化会館に望む事業や活動について

第2回検討委員会 (H25. 2. 21)

【協議題】

①文化会館に望む事業や活動について

②基本理念や基本方針

第3回検討委員会 (H25. 4. 25)

【協議題】

②基本理念や基本方針(まとめ)

③自主事業と貸館事業について

第4回検討委員会 (H25. 6. 25)

【協議題】

③自主事業と貸館事業について

④運営主体・組織について

第5回検討委員会 (H25. 9 下旬)

【協議題】

③自主事業と貸館事業について(まとめ)

④運営主体・組織について

第6回検討委員会 (H25. 11 上旬)

【協議題】

④運営主体・組織について(まとめ)

⑤収支計画、広報計画について

第7回検討委員会 (H25. 12 下旬)

【協議題】

計画全体について(まとめ)

第8回検討委員会 (H26. 2 下旬)

【協議題】

管理運営計画(案)について

●管理運営ワークショップ

- ・より多くの市民からの意見を参考にするため、管理運営ワークショップを実施する。
- ・文化会館の事業に対するサポーター(応援者)の育成を図る。
- ・芸術文化団体や青年団体、一般市民などに呼びかけ、参加者を募集する。(郵送・ホームページ・広報等)
- ・参加者は、原則2回とも参加できる方を30人程度募集し、都合のつく検討委員からも参加していただく。(6名程度×5グループを想定)
- ・検討委員会での検討状況をワークショップで報告し、これを参考としながら意見を出してもらおう。
- ・ワークショップで出た意見については、検討委員会に報告し、検討の上、必要なものは反映する。

検討状況報告

■第1回管理運営ワークショップ

(H25.8.10(土)9:30~12:00 にこふる)

進め方、運営について

アドバイザー講話

①『文化会館に期待すること』

- ・何をみたいか聞きたいか
- ・どのように使いたいか など

意見を報告

■第2回管理運営ワークショップ

(H25.8.31(土)9:30~12:00 にこふる)

②『どんな参加・協力ができるか』

- ・ボランティア
- ・サポーター など

管理運営ワークショップの進め方について（参考）

1 参加者の募集

- ・参加市民は、30名程度を募集する（原則、2回とも参加できる方）
- ・芸文協、青年団体、整備検討委員、管理運営計画の公募委員応募者などへ文書での案内。報道機関への周知。文化会館、アートフォーラム、市役所等へのポスター掲示。市ホームページ、広報8月1日号への記事掲載により募集を行う。

2 管理運営計画検討委員の役割

- ・都合の付く管理運営計画検討委員からも、事務局職員と一緒に各グループの進行補助として参加していただき、グループワークを進めていただく。

3 開催日時・会場・テーマ

回数・日時・会場	テーマ
①8/10(土)9:30～12:00 にこ・ふる(大会議室)	『文化会館に期待すること』 ・何をみたいか何を聞きたいか →望まれる自主事業の考え方 ・どのように使いたいか →施設の管理運営のルール(開館日時、利用区分、施設の予約方法等)
②8/31(土)9:30～12:00 にこ・ふる(大会議室)	『どんな参加・協力ができるか』 ・ボランティア、サポーターなど →市民参加事業や運営への関わりについて(市民参加事業、友の会等)

4 ワークショップの進め方

- ・各回の最初に、草加アドバイザーより「地域における文化ホールの役割、市民参加事業や運営にどのように関わっていくべきか」など、全国の文化施設の事例をお話いただき、参加市民の機運を高める。その後は、コーディネーターとして、グループワーク時は各グループを回って助言をしていただいたり、各グループの意見発表後に総括のコメントをいただく。
- ・講話後に、各回のテーマに沿った内容について各グループでグループワークを行い、グループごとに取りまとめを行う。各回の最後は、各グループより発表を行っていただく。
- ・管理運営ワークショップで出た意見は、取りまとめの上、管理運営計画検討委員会に報告し、検討の際に参考とする。

開会	講話・質疑応答	進め方	グループワーク	全体発表・総括	閉会
9:30	9:35 (30分)	10:05	10:10 (80分)	11:30 (30分)	12:00

5 配布資料

- ・申し込み状況を見ながら、事前に（または当日）以下の資料を配布し、参加者が議論する上での参考としてもらう。

「アドバイザー講話資料（①地域における文化ホールの役割など、②運営主体や市民参加の事例紹介など）」

「管理運営計画(素案)の一部」 ※事業計画や管理運営ルールなどの検討状況を示す。

「現文化会館パンフレット」

「基本設計概要版及び7/6市民説明会の追加配布資料など」 ※平面図等を参考として配布。

「現文化会館の統計資料」 ※現文化会館の稼働実績や利用状況を理解してもらう。

6 グループワークの進め方

- 1 グループを6人程度で編成する
 - ・事前にグループ分けをし、受付でネーム配布
 - ・大会議室内に5グループの机を配置
 - ・進行（ファシリテーター）は事務局職員が行う。（管理運営計画検討委員もサポート）
- 進行役から進め方の説明

これからの流れ	
説明	5分
自己紹介	5分
意見記入	15分
発表・まとめ	45分
全体発表準備	15分

- ・最初に簡単な自己紹介と、全体会での発表者を決めてもらう
- ・意見記入時間は、各自でポストイット1枚に1つの意見等を記入する
- ・記入時間内であれば、いくつ記入してもOK
- ・その後、机中央の模造紙に、1人ずつ意見を簡単に発表しながら貼る
- ・発表の際、他人の意見に対して質疑や異議を言わない（自由な発表）
各自2～3分で発表する（同じ意見の場合は、説明を省略する）
- ・同じ意見は集約しながら、グループ内で意見を取りまとめ、発表の準備をする
- ・発表は、各グループ5分（25分+α）
- ・発表しているとき、質疑や異議を言わない
- ・全ての発表が終わってから、コーディネーターから総括のコメントをいただく。
- ・記録用の録音と写真撮影をするので、了解してもらう

これまでの会議で提案しております内容に、ご意見いただいた内容等を加え、事務局素案としてⅠ～Ⅲまでを再作成いたしました。再度ご検討いただきますようお願いいたします。

鶴岡市文化会館管理運営計画（素案）

目 次

I	管理運営計画策定の背景	1
1	これまでの経緯	主に第2回～第4回で検討
2	上位計画での位置づけ	
3	管理運営計画の目的	
II	管理運営の基本方針	5
III	事業計画	6
1	自主事業の方針	主に第3回～第5回で検討
2	イベント及び開館記念事業	
3	貸館システム	
IV	運営主体・組織	
1	運営主体の方向性	主に第4回～第6回で検討
2	市民参加の方向性	
V	収支計画	
1	収支の基本的な考え方	主に第6回～第7回で検討(予定)
2	収支の構成	
VI	広報計画	
1	広報計画の基本的な考え方	
2	開館前後の広報計画	
VII	今後のスケジュール	
1	管理運営計画策定後から開館まで	
2	開館後の予定 など	

I 管理運営計画策定の背景（素案）

1 これまでの経緯

（1）文化会館再整備の方針決定

鶴岡市文化会館は、1971年（昭和46年）の開館以来、音楽、演劇などの鑑賞の場、芸術文化団体や児童生徒たちの発表の場などさまざまな文化活動の拠点施設として多くの市民に利用されてきましたが、建設から約40年が経過し、施設設備の老朽化が著しく、機能性や利便性の面で様々な問題を抱え、抜本的な施設設備の改修若しくは改築による整備が必要になっていました。

平成22年度、庁内の関係部課で構成する「文化会館整備に関する庁内検討会議」において再整備の検討を行い、当初は、大規模改修による長期間の継続使用が可能かどうかという検討を行いました。改修による整備では、機能的な面で大きな課題が残り、また改修後の建物の耐用年数は15～20年程度と推測され、多額の改修費用をかけて整備しても、近い将来また改修や改築が必要となる可能性が大きいことから、再整備については大規模改修ではなく、合併特例債を活用しての改築による整備を基本に進めることにしました。

建設場所については、本市の総合計画やまちづくりの目標により、都市機能の集積という側面から中心市街地に立地すべき施設であり、芸術文化団体等からも中心市街地への建設が要望されていた状況を踏まえ、建設場所の候補地として、市が所有する旧荘内病院跡地と現文化会館・青年センター敷地（市役所第二駐車場を含む）の2ヶ所について検討を行いました。検討の結果、①長期的な視点でのまちづくりの観点から、中心市街地における文教施設の集積地としての立地や賑わいの創出 ②利用者の利便性の観点から、近隣周辺に整備された公共駐車場がある優位性 ③現施設を解体する費用について、合併特例債の活用が可能であるという利点を考慮し、約2年半の休館が必要とはなりますが、現文化会館・青年センター敷地を適地として選定しました。

（2）整備基本計画の策定

平成23年6月に、有識者、住民自治組織、芸術文化団体、関係機関等の代表者や公募市民からなる「鶴岡市文化会館整備検討委員会」を設置し、整備基本計画案の検討を進めてきました。また、舞台芸術等の経験者や利用者、関係団体等の専門委員会や利用者懇談会の開催、さらには計画案に対する意見公募を実施し、これらの意見も参考にして平成24年3月に「文化会館整備基本計画」を策定しました。

●基本理念

(「文化会館整備基本計画」より抜粋)

「 ^さ支える ^そ育てる ^た高める 」

未来につなぐ芸術文化の拠点

「文化会館は、舞台芸術を中心とした市民の多様な文化活動を支え、未来の担い手を育み、芸術・文化性を高め、人々が集い、交流し、未来につなぐ芸術文化の拠点を目指します。」



●目指す施設の方向性

- 1 音楽・舞台芸術をはじめ多様な市民の文化活動を支える施設
 - ・響きがよく、様々な音楽、舞台芸術、講演会等に対応するホール
 - ・多様な舞台芸術に対応する十分な広さと設備のある舞台 など
- 2 演奏者や演者が使いやすく、機能性の高い施設
 - ・舞台とリハーサル室、楽屋等との動線に配慮した配置
 - ・機能的で安全性の高い舞台機構、音響、照明等の設備 など
- 3 児童生徒をはじめ、全ての世代の芸術文化活動の発表ができる施設
 - ・多人数の合唱や吹奏楽等の発表に対応するホールや舞台
 - ・複数の練習室やリハーサル室等の整備 など
- 4 利用者にとって快適な設備・空間を備える施設
 - ・快適なホール座席シート
 - ・ゆったりしたエントランスホール、ホワイエ など
- 5 ユニバーサルデザインに配慮した、誰もが利用しやすい施設
 - ・バリアフリー、ユニバーサルデザインの施設設備
 - ・障害者が安心して利用できる施設 など
- 6 環境に配慮した、地域資源を活用する施設
 - ・省エネへの配慮、自然エネルギーの活用
 - ・地場産木材の活用 など
- 7 維持管理にかかる経費を抑えた施設
 - ・コンパクトで維持管理が容易
 - ・ランニングコストの低減に配慮 など
- 8 市民参加・協力型の運営を目指す施設
 - ・利用団体等の管理運営への協力
 - ・事業企画等への市民参加協力 など
- 9 周辺の文教施設との機能的な連携や都市景観に配慮する施設
 - ・旧致道館、アートフォーラム等周辺施設との関係
 - ・歴史的建造物やまち並み景観等への配慮 など

(3) 設計者の選定、基本設計・実施設計について

設計者の選定については、公募型のプロポーザル方式を採用し、外部委員を含む設計者選定委員会で、代表企業枠の特定者として株式会社妹島和代建築設計事務所を選定し、その後、市内企業2者との設計共同企業体結成を経て、平成24年8月6日に文化会館改築設計業務について妹島・新穂・石川共同体と契約を締結しました。

また、基本設計・実施設計を進めるにあたっては、設計者が直接市民に説明する機会や、できるだけ多くの市民から意見を聞く機会が必要と考え、市民説明会やワークショップ、利用者懇談会、近隣住民説明会等を開催し、いただいた意見を参考にして進めてきました。



公募型プロポーザル方式により設計者を選定し、ヒアリングについては公開により実施した



市民説明会で提案内容を説明



ワークショップを開催し意見をいただく

2 上位計画での位置づけ

次の上位計画に施設整備や芸術文化の振興が位置づけられています。

(1) 新市建設計画

鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町の1市4町1村が合併後の新市を建設していくための基本方針と主要な施策などを定めた新市建設計画において、新市の施策「3 誇れる文化の継承・発展と交流の拡大」の中で、文化活動の中核施設等の整備を掲げています。

(2) 鶴岡市総合計画

鶴岡市総合計画（平成21年1月策定）の第3章「未来を担う子どもたちが、よりよい環境のもとでいきいきと育ち、それぞれの世代がともに学びあえる地域社会を創ります」における、第4節「芸術の振興と文化資源の保存継承（1）市民の芸術活動の環境の充実」の主な施策として、「文化都心である中心市街地地区に現代的な機能を備えた文化会館を改築整備するとともに、国内外の優れた芸術の鑑賞機会の充実を図る」ことを掲げています。

(3) 鶴岡市文化会館整備基本計画

鶴岡市文化会館整備基本計画（平成24年3月策定）において、基本理念や基本方針、施設計画、運営計画、整備スケジュールなどに関する市の基本的な考え方を定めています。

(参考) 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年 法律第49号）の定める趣旨「心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与すること」に沿って、劇場、音楽堂等の活性化に係る取組をはじめ、芸術文化の振興が求められています。

3 管理運営計画の目的

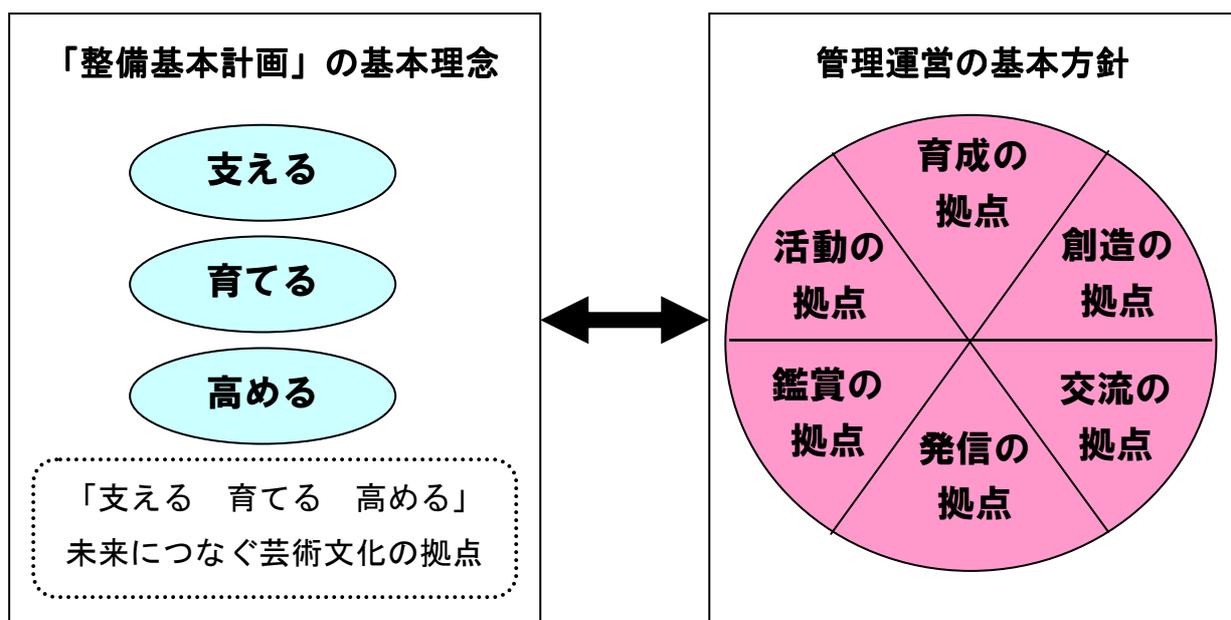
新文化会館においては、ハード整備だけではなくソフト事業も一体となり、車の両輪となって、市民の多様な文化の拠点となる文化会館を活性化し、心豊かな地域づくりを推進していく必要が求められています。

そのために、この管理運営計画では「整備基本計画」における基本理念に基づいた管理運営体制の構築を目指し、事業計画や運営組織及び市民参加のあり方等について基本的な指針を定めるものです。

Ⅱ 管理運営の基本方針（素案）

「整備基本計画」の中で掲げた基本理念を踏まえ、新文化会館運営管理にあたって、以下の6つの基本方針を定めます。

- 1 市民の多様な文化活動を支え、活性化する機会を創出します **（活動の拠点）**
- 2 未来を担う子どもたちを育てる機会を創出します **（育成の拠点）**
- 3 市民の創造の輪を広げ、新しい文化に触れる機会を創出します **（創造の拠点）**
- 4 市民が優れた舞台芸術に触れ、豊かな心を育む機会を創出します **（鑑賞の拠点）**
- 5 鶴岡の地域資源・魅力を発信し、広く認知させる機会を創出します **（発信の拠点）**
- 6 芸術文化を通じ多様な人々が集い、出会いつながる機会を創出します **（交流の拠点）**



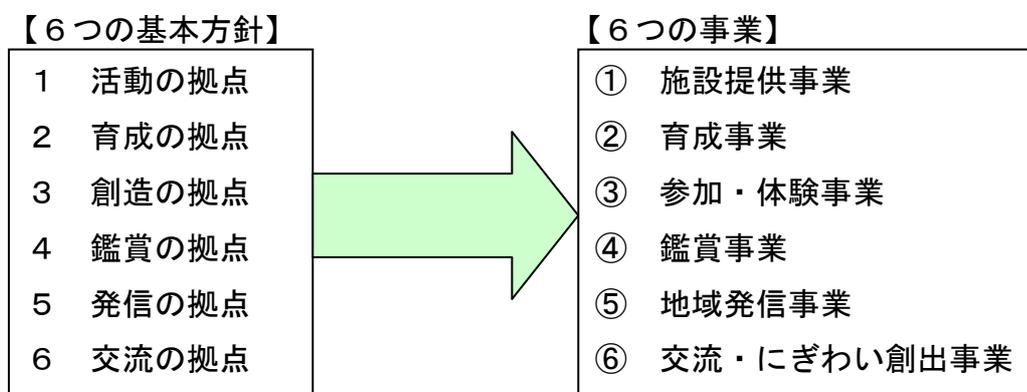
Ⅲ 事業計画（素案）

1 自主事業の方針

事業形態としては、運営主体自らが作品創造や人材育成を行う自主事業と、市民や公演を行う組織などに施設を貸し出す貸館事業に分類され、さらに自主事業は、運営主体が主体となって全ての責任を負う主催事業と、他の団体と責任を分担して協働で行う共催・提携事業に分かれます。

現文化会館においては、主に貸館中心の管理運営が行われてきましたが、新文化会館においては、自主事業として、市民が多様なジャンルの芸術文化に触れることができるプログラムや、次代を担う子どもたちの豊かな感性と心を育むためのプログラム、市民とともに地域の独自性を生かした魅力あるプログラムを創出する事業などを積極的に展開し、また、貸館事業も「施設提供事業」として自主事業のひとつと考え、それらも含めて全体のバランスを取りながら、効果的な事業を実施していきます。

6つの基本方針にもとづき、以下の6つの事業を行っていくことにより、施設の存在意義がより明確になり、地域への文化貢献度がさらに高くなることが期待できます。



①施設提供事業 <活動の拠点>

市民の多様な文化活動を支えさらに活性化するため、また新たな芸術文化への創作意欲を高めるために、練習やリハーサル場、成果発表の場として施設を提供し、稼働率の高い施設を目指します。

■文化活動の支援事業

芸術文化団体等の自主公演や、市民の様々な施設利用に対して、専門的な見地から様々な支援を行い、文化活動の活性化につなげます。

さらに、文化活動の実施に関する相談対応体制の充実など、活動を継続的

に行っていくための支援事業を展開します。

また、ホームページにより空き情報等の積極的な情報提供を行い、施設の稼働率アップにつなげます。

【想定される事業の具体例】

- ・ 日常的な活動場所、発表場所の提供
- ・ 施設の利活用に関する助言やサポート
- ・ 文化活動の実施や継続についての相談、支援体制の充実
- ・ ホームページによる、施設の基本情報や空き情報の公開
- ・ 施設内に書籍コーナーや情報交換スペースの設置 など

■フランチャイズ団体の認定事業

市民に密着し、かつ気楽に芸術文化を提供することを目的に、フランチャイズ団体(文化会館付アーティスト)を認定し、優先的な施設提供を行う代わりにアウトリーチ活動を義務化するなどの連携について検討します。

【想定される事業の具体例】

- ・ 文化会館付アーティストの認定 など

②育成事業 《育成の拠点》

地域の文化力向上に向けて、文化活動を行っている個人や団体やそれを支える人材を育成するための事業や、新たに文化活動を行う市民を増やすための事業、次世代を担う市民を育成していくための事業を実施します。

■芸術文化団体等の育成事業

芸術文化団体等の育成や、底辺拡大、資質の向上を図るため、プロの指導者を招いた講習会などを実施します。

【想定される事業の具体例】

- ・ 吹奏楽楽器講習会、合唱団発声講習会 など

■次世代の育成事業

芸術文化への関心を高めるための鑑賞事業を実施し、鶴岡の将来を担う子どもたちや次世代の活動の中心となる人材が育まれる土壌をつくります。

【想定される事業の具体例】

- ・ 小学校演劇教室、子どもを対象としたコンサート など

■地元運営スタッフの育成事業

照明や音響などのノウハウやテクニックを持ち、実際の運営面に関われる地元の人材を育成するための講座などの実施も検討します。

【想定される事業の具体例】

- ・ 地元運営スタッフの人材育成（照明、音響等） など

③参加・体験事業 <創造の拠点>

文化活動を行っている個人や団体だけでなく、広く市民が参加できる作品創造の機会を提供します。また、子どもや大人が楽しみながら体験できる事業を行い、子どもたちを含む全ての世代の活発な創造の輪を広げ、新しい文化に触れる機会を創出します。

■市民参加型の創作事業

市民オペラや市民ミュージカルなど市民自らが参加し創り上げる市民参加型の創作事業の実施を検討します。

【想定される事業の具体例】

- ・市民オペラ、市民ミュージカルなど

■芸術文化の体験事業

市民が芸術文化に触れるきっかけとして、気軽に様々な分野の創造活動を体験できる事業を行っていきます。

また、小学校・中学校の合同音楽会など、子どもたちが芸術文化を体験できる機会をつくります。

【想定される事業の具体例】

- ・演劇、合唱、器楽、舞踊などの体験事業
(鑑賞事業と連携した、ワークショップ・アウトリーチ事業の開催)
- ・施設全体を使った芸術文化フェスティバル
- ・小学校合同音楽会、中学校合同音楽会 など

④鑑賞事業 <鑑賞の拠点>

国内外の音楽、演劇、舞踊などの優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供し、感動や生きる喜びをもたらし、感性の伸長による芸術文化のレベルアップを図ります。また、鑑賞活動を楽しむ層を広げ、日常生活への浸透を図ります。

■優れた舞台芸術の鑑賞事業

国や財団等の助成事業も活用しながら、国内外の様々な分野の優れた舞台芸術を鑑賞する事業を行い、特に子どもたちへ本物の芸術文化に触れる機会をつくります。また、市民のニーズを吸い上げる仕組みや、分かりやすく購入しやすいチケットサービスなどの導入も検討します。

【想定される事業の具体例】

- ・山形交響楽団鶴岡公演、鶴岡音楽祭
- ・国内外の優れた舞台芸術公演 など

■鶴岡ゆかりの出演者による鑑賞事業

鶴岡ゆかりのアーティストや文化人などによる演奏会や公演会の開催や、

地域特性を活かした鶴岡ならではの自主企画公演等の事業を実施します。

【想定される事業の具体例】

- ・鶴岡出身の若手音楽家のコンサート など

⑤地域発信事業 <発信の拠点>

鶴岡の地域資源を発掘する事業を行い、市民が鶴岡独自の魅力を見出したり、新しい価値を上乗せしたりしながら、外部に発信し広く認知させることで、地域ブランド力を高めていきます。

■鶴岡の芸術文化の蓄積・発信事業

鶴岡で行われる様々な事業や地域資源などの情報を収集・蓄積し、広く発信していきます。

【想定される事業の具体例】

- ・ICT技術を活用した、事業や地域資源の収集・蓄積・発信 など

■伝統文化の普及・継承事業

日本古来の邦楽・邦舞や鶴岡独自の伝統文化を披露・育成する事業、地域資源を発掘する事業を行い、鶴岡の地域ブランドを育て、文化の継承や新たな担い手の育成につながる契機とします。

【想定される事業の具体例】

- ・邦楽・邦舞や地域の伝統文化の合同公演の開催、育成支援 など

⑥交流・にぎわい創出事業 <交流の拠点>

芸術文化を通じて交流できる場を提供することで、市民、芸術文化団体、スタッフ、アーティスト等、多様な人々や様々な情報が集まり、出会いそしてつながり、そこから新たな文化や交流が生まれていく、まちづくりの拠点を目指します。

また、多様な文化活動の拠点としてだけでなく、常に人の動きがある開かれた文化会館を目指し、街のにぎわいへとつながる事業を行います。

■連携・交流促進事業

市内外の文化施設と連携した事業や、様々な分野で活動する団体や個人とのジャンルを横断した事業、鶴岡のオリジナリティーを活かした事業等を実施し、芸術文化を通じた出会いや交流の機会をつくります。

【想定される事業の具体例】

- ・市内外の文化施設や、様々な機関等との連携事業
- ・映画文化とのコラボレーション
- ・食文化都市として食文化イベントとのコラボレーション など

■施設の活用によるにぎわい創出事業

エントランスやホワイエなどの空間を活用した展示やコンサートの開催など、誰もが気軽に立ち寄り楽しめる事業を行います。

【想定される事業の具体例】

- ・芸術文化に関わる郷土ゆかりの人びとの展示事業
- ・鶴岡アートフォーラムと連携した展示事業
- ・エントランスやホワイエ等でのミニコンサート など

2 プレイベント及び開館記念事業

(1) プレイベント

開館への期待を高めながら、ネットワークづくりを行ったり、ノウハウを蓄積しスタッフを育成したり、開館後のスムーズな運営を実現するために、施設見学会なども含めたプレ事業を実施します。

(2) 開館記念事業

開館を祝す記念式典と、半年から1年間をかけた長期分散型の記念公演等の双方を実施します。分散により、事業の準備期間が確保され、事業の実施結果を次の事業に反映しやすくなります。

■開館記念式典

新文化会館が開館することを記念し式典を実施します。より多くの市民や関係者に開館を祝してもらえる機会となるように、地元の伝統芸能の披露なども含めて計画します。

■開館記念公演等

開館初年度の公演については、施設のイメージ形成に大きく影響を与え、開館後の事業の方向性を決めるものとなるため、市民とともに作り上げていく事業も含め、実施可能な範囲で幅広い事業を計画します。

3 貸館システム

(1) 貸館の基本的な考え方

施設の管理運営の基本的な事項となる規則等は、市の条例・規則などで整備することになりますが、利用者にとって使いやすく心地よく利用できることに重点を置いて計画し、より利便性の高い施設となるように定めていくことが望まれます。

これらの基本ルールが定まらないと、利用者への施設貸出しが出来ないため、利用受付を開始する時期を視野に入れた上で、検討を行っていきます。

また、開館後に利用者やスタッフの声を規則に反映させることも計画します。

(2) 休館日

施設利用者にとっては、定期休館日を設けない方が望ましいが、施設の適切な管理運営とランニングコスト軽減（人件費・維持管理費の削減、保守点検や臨時的なメンテナンス作業の実施）のために、定期休館日を設ける事を検討します。

また、保守点検や工事により利用できない日も想定されますが、支障のない部分は使用可能とするなど、可能な限り利用者の希望に応じて開館できる施設を目指します。

(参考) 庄内地域の公立文化施設の休館日	
現文化会館	年末年始（12/29～1/3）
希望ホール	毎週月曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始（12/29～1/3）
響ホール	月1回（概ね月の最終月曜日）、年末年始（12/29～1/3）

(3) 開館時間

午前9時～午後10時を基本的な開館時間として検討します。

また、施設の利便性を高めるため、必要な場合には開館時間外でも有料での対応を検討します。ただし、休館日や開館時間外に開館する場合、円滑な運営や安全確保のために職員を配置する必要があるため、人員の確保や勤務体制なども考慮していきます。

(参考) 庄内地域の公立文化施設の開館時間	
現文化会館	8：30～22：00
希望ホール	9：00～22：00
響ホール	9：00～22：00

(4) 申込期間・受付時間

市民の芸術文化活動に関する利用は優先的に申し込めるようにし、それ以外の利用は、受付開始時期を遅らせるなど、施設の設置目的に則った申込方法を検討します。

(参考) 庄内地域の公立文化施設の申込期間と受付時間	
現文化会館	利用日の1年前の日 8:30～22:00
希望ホール	●大ホール・小ホール:12ヶ月前の初日に受け付け ※大ホール・小ホールを催し物で利用し、控え室等として練習室1・2・3・会議室の利用を希望する場合は、一年前予約も可能。 ●練習室1・2・3・会議室:6ヶ月前の初日に受付 【初日受付】9:00～15:00 【通常受付】9:00～19:00
響ホール	利用日の1年前の日 9:00～22:00

(5) 施設利用の受付方法

申込期間・受付時間とともに、設置目的に則った、利用者にとって使いやすく公平な受付方法を検討します。

(参考) 庄内地域の公立文化施設の受付方法	
現文化会館	重複した場合、申請者との協議により決定
希望ホール	15:00までの申込み(来館・電話)を同着とする。 ○重複がない場合 そのまま予約が確定した旨を15:00過ぎに電話連絡。 ○重複した場合 ①15:00以降、各申込者に重複があった旨を電話連絡。 ②各申込者と、調整会議を希望ホールの事務室で行う。 18:00～文化スポーツ振興課職員立会いの下、調整会議を行い、協議が整わない場合は抽選で決定いたします。
響ホール	重複した場合、申請者との協議により決定

(6) 連続使用

現会館と同様に、原則、引き続き5日以内として検討します。

(参考) 庄内地域の公立文化施設の連続使用	
現文化会館	原則、引き続き5日以内
希望ホール	原則、引き続き5日以内
響ホール	制限なし

(7) 利用時間帯

一区分を3～4時間とし、原状復帰の確認、清掃等に時間がかかるため、各区分の間は1時間空けることを検討します。

(参考) 庄内地域の公立文化施設の利用時間帯	
現文化会館	一区分3.5～4.5時間(区分間30分)
希望ホール	一区分3～4時間(区分間1時間)
響ホール	昼間と夜間の2区分(区分間空き時間なし)

(8) 施設利用料

施設利用料については、近隣の施設とも比較の上、利用しやすい料金設定とし、分かりやすい料金体系を検討します。

①平日・土日祝日料金の差異

平日と土日祝日料金に差異を設けることを検討します。

(参考) 庄内地域の公立文化施設の平日・土日祝日料金の差異	
現文化会館	差異あり
希望ホール	差異あり
響ホール	差異なし

②入場料等徴収時の割増

入場料等を徴収して催事を行う場合、入場料に応じて割増料金の徴収を検討します。

(参考) 庄内地域の公立文化施設の入場料等徴収時の割増	
現文化会館	割増あり
希望ホール	割増あり
響ホール	割増あり

③物販・商業宣伝・営業目的等での利用時の割増

営利を目的とする団体が商業目的等で利用する場合には、割増料金の徴収を検討します。

(参考) 庄内地域の公立文化施設の営利目的時の割増	
現文化会館	割増あり
希望ホール	割増あり
響ホール	割増あり

④利用料金の割引・減免

リハーサルや仕込み等の目的で利用する場合、利用料金の割引を検討します。また、減免については、これまでの基準を基本としながらも、近隣の施設とも比較の上、検討します。

(参考) 庄内地域の公立文化施設の利用料金の割引	
現文化会館	準備・撤去・リハーサルの場合、基本使用料の50%
希望ホール	準備・撤去・リハーサルの場合、基本使用料の50%
響ホール	リハーサル等で舞台のみを使う場合、基本使用料の30% 舞台を除いて大ホールを使用する場合、基本使用料の70%

(9) 設備・備品使用料

①備品使用料

舞台照明や舞台音響などの舞台特殊設備、舞台備品については、近隣の施設とも比較の上、利用しやすい料金設定を検討します。

また、設備使用料は、利用区分毎に料金を徴収することを検討します。

②冷暖房使用料

維持管理費を試算し、近隣の施設と比較の上、料金設定を検討します。

(参考) 庄内地域の公立文化施設の設備・備品使用料	
現文化会館	設備使用料は、利用区分毎に徴収 冷暖房使用料は、1時間単位で別途徴収
希望ホール	設備使用料は、利用区分毎に徴収 冷暖房使用料は、使用料金に含む
響ホール	設備使用料は、4時間までを1回で徴収 冷暖房使用料は、1時間単位で別途徴収

管理運営母体の違い		法人格	近隣事例	比較検討	
母体	概要			メリット	デメリット
直営	地方公共団体が、運営母体となる方法 ただし、業務の一部(清掃、警備、設備管理等)を外部に委託することができる。	地方公共団体	酒田市 庄内町	<ul style="list-style-type: none"> 施設の使命を定め、その実戦を行う 安定、継続した運営が期待できる 平等、公正の原則を遵守 法令遵守 	<ul style="list-style-type: none"> 専門的な点に課題がある 単年度の予算執行に制約される 住民サービスの点で課題がある 首長の政策により方針が大きく変化することがある
指定管理者	地方自治法(244条の2)の改正により、民間事業者(法人格を持たない団体も含む)も含めて“公の施設”の管理を委任することができるようになる ・指定期間を定める ・議会決議が必要 ・協定の締結 ・行政処分 [委任理由] ・高い専門性を持つこと ・サービスの効率化 ・住民サービス向上 ・経費の縮減	特定非営利活動法人(NPO)	新庄市 川西町	<ul style="list-style-type: none"> 情報開示の原則 非営利活動の原則 中長期的な視野での事業運営が可能 税制優遇が受けられる場合がある 経費の縮減も期待できる 	<ul style="list-style-type: none"> 組織の経済的な基盤が脆弱 社会的な認知度が十分でない
		公益法人(一般・公益、公社等)	上山市	<ul style="list-style-type: none"> 情報開示の原則 非営利活動の原則 中長期的な視野での事業運営が可能 公益性が高い 税制優遇が受けられる場合がある 経費の縮減も期待できる 	<ul style="list-style-type: none"> 組織の経済的な基盤が脆弱 収益事業への制約がある場合がある
		営利法人(株式、有限等)	山形県 米沢市 長井市 天童市	<ul style="list-style-type: none"> 専門性が期待される サービスの効率化が期待できる 住民サービスの向上が期待される 経費の縮減も期待できる 	<ul style="list-style-type: none"> 営利事業が原則 経営的な魅力がない場合には撤退の可能性はある 経営母体の意向により、管理運営動向が影響を受けることがある。
		その他団体 (地域団体、同好会、協同組合)	—	<ul style="list-style-type: none"> モチベーションが高い 行動力が期待できる 住民サービスの向上が期待される 経費の縮減も期待できる 	<ul style="list-style-type: none"> 団体としての社会的信頼性が低い 責任の所在が明確になりにくい 経済的基盤など継続性に不安有り 専門性が期待できるわけではない

■利用料金制導入の有無

利用料金制導入の有無	相違点	比較検討	
		メリット	デメリット
利用料金制の採用	<p>施設や備品などの利用料金を施設の運営に再投資することができる</p> <p>そのため一般には、年間の指定管理料は、想定される利用料金収入を差し引いた額に設定される</p> <p>ただし、想定以上の利用が達成できた場合には、運営母体の収益(あるいは運営への再投資)とすることができる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者がより収益を上げるため、施設利用を積極的に向上させる努力が期待できる ・結果、施設の利用率が向上する ・地方公共団体が支払う指定管理料を利用料収益分減額することができる ・指定管理者は、減額される指定管理料の減額リスクを回避する策として、外部資金(助成金等)の導入に努力する 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用が低迷した場合には、年間の運営管理費が“赤字”になることがある ・最悪のケースとして、指定管理者が指定期間の途中で指定を返上することも想定される ・利用料金制と減免規程は、制度設計として相反する懸念がある ・自主的な事業を数多く行う場合には、土日・休日の利用が競合することが懸念される
利用料金制の非採用	<p>利用料金制が導入されていない場合には、年間に係る施設の運営管理費の全てを基本的には指定管理料で賄うことになる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用の如何にかかわらず、管理運営費用が欠損することは基本的にないことから安定的な運営が期待できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用の向上に対する積極的な対応が期待しにくい ・結果、施設の利用率が低迷することもある ・外部資金(助成金等)の調達などに積極的にならなくても運営管理が行える ・地方公共団体は、指定管理料の縮減が図りにくい

■市民参加の可能性

市民参加の分類	市民参加の概要	市民参加の効果など
鑑賞への市民参加	観客として、実施する公演や活動に積極的に参加する場合によっては「友の会」などを組織することで、売券などを積極的に支援することも考えられる	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の口伝による動員は、集客に貢献することが期待される ・鑑賞者の育成及び動員に効果が期待される ・市民の施設に対する関心を高めることができる ・事業実施の状況により、市民組織としての「友の会」などを作っていくことも考えられる
運営への市民参加	もぎりや客席案内、託児サービス、舞台技術支援など施設の運営に関わる業務の一部を支援する また、駐車場整理、簿記、通訳(翻訳)、記録(ビデオ、写真、年報作成)、接遇(茶道、華道等も含む)、書道など市民の持つ能力を活かした市民参加も考えられる	<ul style="list-style-type: none"> ・もぎりや客席案内という表方のサービスや舞台仕込やばらしなど舞台技術に関わる裏方の支援に個人の時間(余暇時間など)を積極的に市民のために提供していただく ・このことにより施設や事業への理解を高めていただくことと、支援いただく市民相互の新しい出会いをつくり出すことが期待できる ・最近では、有償(現金ではなく、地域通貨などの場合もある)での支援も多くなってきている ・さらに、市民が備える能力を個々に活かした支援も期待されるようになってきている
事業への市民参加	施設が実施する事業(公演やアウトリーチ、ワークショップなど)の企画、運営、広報、売券などに市民が参加することも考えられる 以上の一部を市民が担う場合もあるが、企画から実施までの一貫して市民が実施するようなケースもある	<ul style="list-style-type: none"> ・施設が実施する事業について、個々の市民が備える(場合によっては育成する場合もある)専門性を活かした支援を行っていくことが期待される ・小規模な公演やアウトリーチ、ワークショップなどの事業については、企画から実施までを全て市民が担うことも考えられるが、規模の大きなものについては、部分的な支援に限られる可能性がある
施設管理運営への市民参加	施設の管理運営の全てを指定管理者として、実施する市民組織も少なからず全国にある 全国公立文化施設協会の平成22年度調査では、回答のあった1,080施設の内、67施設の指定管理者にNPO法人が関わっている その内、NPO法人が単独で指定管理者を委任されている事例が57施設である	<ul style="list-style-type: none"> ・事業や運営、管理の一部だけを市民が担うのではなく、必要な能力や専門性、そして組織化が可能になった場合には、施設の管理運営の主体として指定管理者となることも期待できる ・ただし、指定管理者は、利用者からの苦情対応、行政からの指導・助言、市民からの評価、そして事故や損害の賠償などネガティブな側面への対応力を備える必要がある

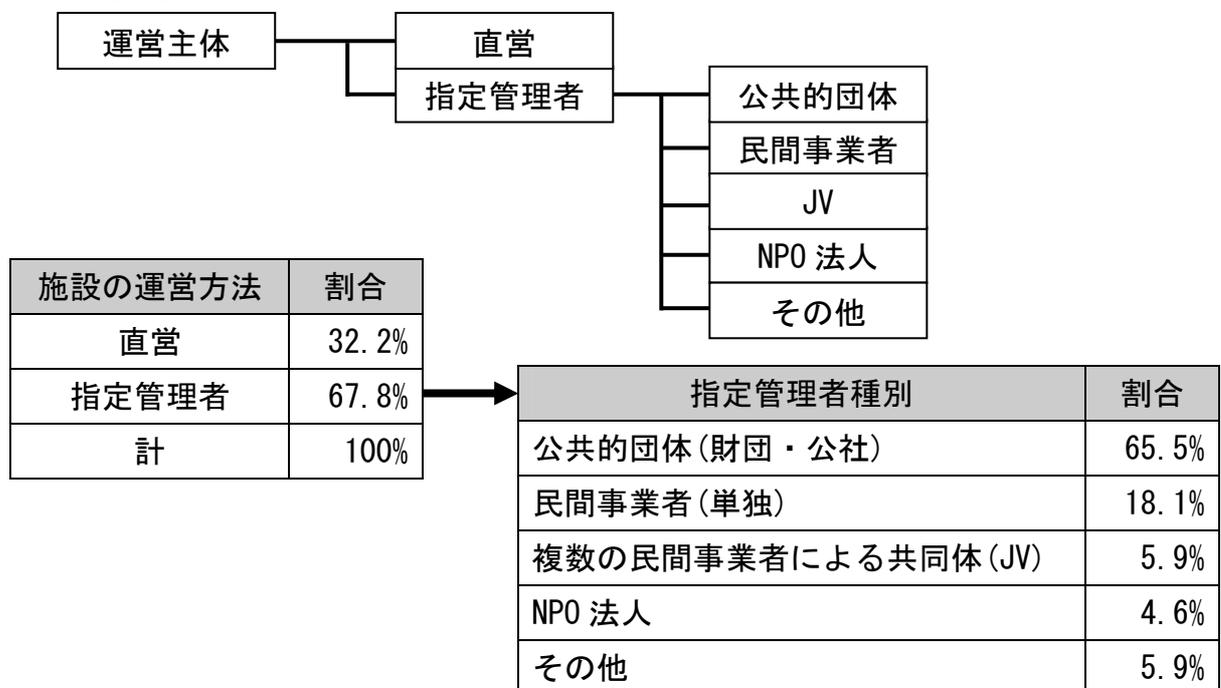
1 運営主体の方向性

(1) 全国・県内の動向

平成15年6月の地方自治法の改正により、公の施設の管理について、適正かつ効率的な運用を図ることを目的とした指定管理者制度が創設されました。そして、3年間の移行期間を経て、全国に設置されているすべての公の施設は直営とするか、指定管理者制度を導入するかの選択を行いました。

これにより、劇場やホールを有する公立文化施設で指定管理者制度を導入した多くの施設は、それ以前から財団などの公共的団体に業務委託を行っていた施設であり、非公募でそのまま財団などが指定管理者に選定された事例が多くなっています。一方、制度の導入当初から公募が行われた施設もあり、民間事業者やNPO法人などが指定管理者に選定された事例もあります。その後、地方自治体においても官民協働が浸透し、また、民間の指定管理者の実績が明らかになると共に、直営から指定管理者へ、あるいは非公募から公募へという流れが促進され、民間事業者やNPO法人などの参入が増加する傾向となっています。

「公の施設」の運営主体



※H24.3(社)全国公立文化施設協会業務管理委員会調べ

『公立文化施設現況調査(第10回)―施設管理運営状況―』より

No	施設名	運営方法	管理者
1	酒田市民会館	直営	市文化スポーツ振興課
2	村山市民会館	直営	市商工文化観光課
3	寒河江市市民会館	直営	市教委生涯学習課
4	尾花沢市文化体育施設	直営	市教委社会教育課
5	南陽市民会館	直営	市教委社会教育課
6	庄内町文化創造館	直営	町教委社会教育課
7	山形テルサ	直営	市商工観光部
8	鶴岡市文化会館	指定管理	(公共的団体)(一財)鶴岡市開発公社
9	上山市体育文化センター	指定管理	(公共的団体)(一財)上山市体育・文化振興公社
10	河北町総合交流センター	指定管理	(公共的団体)(株)河北町べに花の里振興公社
11	置賜文化ホール(伝国の杜)	指定管理	(公共的団体)米沢市
12	山形県郷土館(文翔館)	指定管理	(公共的団体)(公財)山形県生涯学習文化財団
13	山形県生涯学習センター	指定管理	(公共的団体)(公財)山形県生涯学習文化財団
14	山形県県民会館	指定管理	(民間事業者)ステージアンサンブル東北支社
15	高畠町文化ホール	指定管理	(民間事業者)ステージアンサンブル東北支社
16	米沢市市民文化会館	指定管理	(民間事業者)(株)ABM
17	天童市市民文化会館	指定管理	(民間事業者)(株)東北共立
18	長井市民文化会館	指定管理	(民間事業者)(有)山形総合舞台サービス
19	山形市民会館	指定管理	(JV)山形市民会館管理運営共同事業体
20	白鷹町文化交流センター	指定管理	(JV)あゆ一む運営管理共同企業体
21	新庄市民文化会館	指定管理	(NPO)NPO 法人芸術文化振興市民ネット新庄
22	川西町フレンドリープラザ	指定管理	(NPO)NPO 法人遅筆堂文庫プロジェクト

※山形県内公立文化施設協議会 総会資料『会員施設館 (H25.4.1 現在)』より

(2) 本市のこれまでの取組み

本市の現文化会館においては、指定管理者制度導入以前は、業務委託により財団法人鶴岡市開発公社が貸館事業と施設管理のみを行ってきました。指定管理者制度導入にあたっては、引き続き同財団が指定管理者に選定され、指定管理業務を行ってきました。

現在、本市では、教育委員会自らが、主催、共催により事業の企画・運営の一部を行っているほか、鶴岡市芸術文化協会との共催により鶴岡市芸術祭の事業等も行っています。旧文化会館の最終年となった平成25年度には、「ありがとう！明日に向かって」をメインテーマに、鶴岡市芸術文化協会創立50周年記念事業として関係諸団体が一体化し「総合舞台の企画・制作」を行うなど、市民主体の様々な事業も展開してきました。